

第3回敦賀警察署協議会

開催日時	令和6年10月1日（火）午後2時30分から
開催場所	敦賀警察署 4階講堂
出席者	敦賀警察署協議会員6名 敦賀警察署員署長以下10名

協議会の概要

- 1 協議会会長挨拶
- 2 警察署長挨拶
- 3 警察署業務説明
 - (1) 警務課
 - (2) 生活安全課
 - (3) 交通課
 - (4) イベントなどにおける警備状況
- 4 質疑応答



【委員】

本年11月1日から自転車のながら運転の厳罰化がなされ、高校生や中学生も対象となる。警察はどのように違反者を発見し、注意するか方針を教えてください。

【警察】

これまでの取締りと同様にパトロール等を通じて違反者を発見し、指導警告を行う。

併せて、法改正前には広報啓発を強化するとともに、改正後は、悪質で危険な違反に対する取締りを強化したい。

【委員】

新聞報道で被害金額約5,000万円の特殊詐欺被害の報道があり、その被害額に驚いた。被害を防ぐためにどのようなことに注意すればよいか。

【警察】

犯人側にお金を振り込むなどの行動を起こす前に周りの人に相談することが大切であり、固定電話に詐欺電話がかかってこないよう、福井県警察が勧めている、固定電話の国際電話の利用休止手続きを行うと効果的である。

また、特殊詐欺被害の端緒は固定電話だけでなく、携帯電話にかかってくるものや、ショートメッセージを利用したものなど様々あるので、注意していただきたい。

【委員】

先日、敦賀市内の量販店前の横断歩道において、横断しようとする歩行者を見て車が停車し、横断する子供も手を挙げて横断歩道を渡っていた。

横断ペコリン運動等、多くの子供に、より浸透させてほしい。

【警察】

保育園児、幼稚園児への交通安全指導については、管内ほぼすべての保育園、幼稚園で行っている。

さらに、小中学校については管内全ての小中学校において交通安全指導を行っているので、今後も続けていきたい。